

東近江市建設工事等入札参加停止及び指名停止一覧（令和 7 年 3 月 4 日現在）

業者名	所在地	停止理由	措置要件	停止の期間	月数
パナソニック産機システムズ株式会社 近畿支店	大阪府大阪市中央区博労町三丁目 5 番 1 号	建設業法第26条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたことから、令和 7 年 1 月31日付けで国土交通省関東地方整備局から同法第28条第 3 項に基づく営業停止処分を受けたため。	東近江市建設工事等入札参加停止及び指名停止基準 別表第 2 （建設業法違反行為） 第10項第 2 号	令和 7 年 3 月 4 日から 令和 7 年 9 月 3 日まで	6 月
パナソニック E Wエンジニアリング株式会社 近畿支店	大阪府大阪市中央区城見二丁目 1 番61号	建設業法第26条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していたことから、令和 7 年 1 月31日付けで国土交通省近畿地方整備局から同法第28条第 3 項に基づく営業停止処分を受けたため。	東近江市建設工事等入札参加停止及び指名停止基準 別表第 2 （建設業法違反行為） 第10項第 2 号	令和 7 年 3 月 4 日から 令和 7 年 9 月 3 日まで	6 月